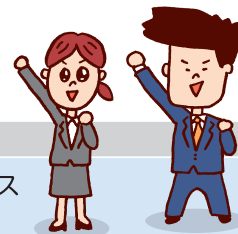


# 対象業種一覧

## ●小売業・飲食業・サービス業の該当となる業種



大分類	中分類
G 情報通信業の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業の一部	43 道路旅客運送業（ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。） 44 道路貨物運送業
I 卸売業、小売業の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
J 金融業・保険業の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業・娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R サービス業の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定）」に基づく分類となります。

## ●その他の事業を営む事業者

大分類	中分類
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G 情報通信業の一部	37 通信業
H 運輸業、郵便業の一部	45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に付随するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）
I 卸売業、小売業の一部	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 61 無店舗小売業
J 金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 66 補助的金融業等
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）

※総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定）」に基づく分類となります。

### 申請方法

必要書類をご記入の上、必要書類一式を下記の宛先に郵送して下さい。  
※郵送にかかる費用は申請者の負担となります。

〒023-0818 奥州市水沢字東町4  
奥州商工会議所 中小企業事業継続給付金 担当 宛

申請期限

令和3年  
**6月30日(水)**  
※必着

申請に対して、ご不明な点がございましたら、奥州商工会議所ホームページの募集要項・申請書類をご確認下さい。

### 問い合わせ先

奥州商工会議所

- 本所 TEL.0197-24-3141
- 江刺支所 TEL.0197-35-2514
- 胆沢支所 TEL.0197-46-3131
- 衣川支所 TEL.0197-52-3518